

令和3年度予算編成方針の概要

基本方針

令和3年度は現在策定を進めている「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）の行動計画期間初年度となることから、「生き生き岡山」の実現に向けて、必要な分野や事業へ予算を振り向けるとともに、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）を契機とする社会の大きな変化などの喫緊の課題への対応や、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興の実現に向けた施策に着実に取り組み、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、第3次プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心して豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、既存事業の積極的なスクラップ・アンド・ビルドを前提に、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

また、現下の厳しい財政状況を鑑み、令和2年度以降において、収支改善を適切に確保するとともに、持続可能な財政運営を図るため、国の経済対策に呼応する場合等を除き、県の負担増につながる補正予算の編成や国庫補助事業の内示落ちに係る地方負担額の流用は、原則認めない。ただし、補助公共事業の内示落ちについては、事前防災・減災対策の観点から、財政当局が認めた所要額は、単独公共事業への振替を認める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

〔義務的経費〕

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

〔一般行政経費〕

別紙「令和3年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

(事業費)

- ・ 単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、適正な受益者負担の在り方を検討の上、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。

上記の準義務的経費以外の経費については、感染症の影響による税收等の大幅な減を見越し、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和2年度当初予算額の90%に会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

(運営費)

- ・ 事業費ベースで令和2年度当初予算額の98%に会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

[投資的経費]

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を着実に進める。

- ・ 補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和2年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業（以下「河川激特事業」という。）及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に採択された事業に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）の97%に会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 維持修繕経費は、地方負担額ベースで令和2年度当初予算額を要求上限とする。
- ・ このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。
- ・ また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 国直轄事業負担金については、豪雨災害への対応を踏まえ、所要額での要求とすること。

令和3年度 重点的に推進すべき施策に関する方針

現在策定を進めている「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「第3次プラン」という。）及び「第2期おかやま創生総合戦略」（以下「第2期創生戦略」という。）を総合的、効果的に推進するため、令和3年度において重点的に推進すべき施策については、次のとおりとする。

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症への対策や平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興に向け、引き続き全庁一丸となって全力で取り組むとともに、新型コロナウイルス感染拡大を契機とする社会の大きな変化や人口減少問題などの喫緊の課題を克服し、本県の持続的発展に向けた確実な道筋を示すため、第3次プラン及び第2期創生戦略に基づく施策・事業について、時代の潮流の変化や県民等のニーズを的確に把握し、県が果たすべき役割を明確化した上で、市町村をはじめ、様々な主体と連携しながら、施策・事業の一層の重点化を図る。

これまで進めてきた効果的な事業の検討を一層推進し、成果を重視し、必要性、優先度を十分勘案した施策・事業を立案するため、EBPM（Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案）の試行を継続する。

2 重点的に推進すべき施策の検討等

（1）第3次プランの重点戦略の実行

令和3年度は、現在策定を進めている第3次プランの行動計画期間の初年度となることから、「生き生き岡山」の実現に向けて、

教育県岡山の復活

地域を支える産業の振興

安心して豊かさが実感できる地域の創造

の3つの重点戦略に係る生き生き指標の達成のため、第3次プランの検討過程における様々な議論を踏まえつつ、事業成果を重視し、必要性、優先度等を十分勘案した実効性の高い施策・事業を検討する。

また、深刻化が見込まれる人口減少社会といった当県が直面する中長期的な課題に係る議論を重視する。

（2）新型コロナウイルス感染症を巡る課題への取組

新型コロナウイルス感染症や感染拡大を契機とする社会の大きな変化などの喫緊の課題に係る施策・事業を検討する。

（3）おかやま創生の推進

第2期創生戦略で掲げる4つの基本目標（自然減対策、社会減対策、経済力の確保、地域の活力維持）の達成に向けて一層注力し、実効性の高い施策・事業を検討する。

（4）平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興

被災者が、一日も早く住み慣れた地域で普段の生活を取り戻し、希望を持って安心して暮らせる岡山の実現に向けて、被災地の課題やニーズを踏まえた施策・事業を検討する。

3 効果的な事業の検討

(1) ニーズの把握、現状と課題の分析に基づく検討

過去の例にとらわれることなく、マーケティング重視の観点に立って、市町村や民間のニーズを的確に把握するとともに、現状と課題の徹底した分析を行い、エビデンスに基づき県として実施すべき必要性を明確に打ち出し、効果的な事業となるよう検討する。

〈検討の視点〉

- ・県民満足度調査結果の活用や意識調査の実施により、県民ニーズを的確に把握する。
- ・地域経済分析システムを活用するなど、統計手法を活用した分析の実施等により、課題解決に向けて事業を最適化する。

(2) 行政評価結果等の活用

重点的に推進すべき施策を検討するに当たっては、行政評価の結果等を活用して既存事業の分析を行い、特に、現行の新晴れの国生き生きプランと第3次プランの目標が同一・類似している分野のうち目標未達成のものについては、第3次プランの目標達成に向けて適切な事業内容となるように検討する。

(3) 先進事例等の検討

過去の類似事例はもとより、他の都道府県や海外、民間等の先進・成功事例を収集し、事業の効果に係る実証分析結果がある場合には、これを参照するなど、費用・効果の確認、事業の決定等に反映する。

(4) 費用対効果による検討

事業の妥当性を判断するに当たり、トータルコストを考慮しながら、事業実施により期待される効果を貨幣価値又は指数で比較する費用便益分析や費用効果分析などの活用による費用対効果の評価について検討する。

(5) 事業主体の明確化

民間が行うべき事業は民間で、市町村が行うべき事業は市町村で実施し、連携して取り組む事業については各主体の役割を明確化するほか、市町村や受益者に応分の負担を求めているかといった観点から考察を進め、県が真に実施すべき事業として充実した内容となるよう検討する。

4 国の動向等を踏まえた検討

国の予算編成の動向はもとより、「経済財政運営と改革の基本方針2020」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」等を踏まえ、必要に応じて事業の検討に反映する。

5 EBPMの試行的実施

施策・事業の立案時に、事業効果に係る実証分析（エビデンス）を参照し、既存の実証分析が無い場合は、自ら実証分析ができるように施策・事業を立案し、事業実施後に効果検証を行うことを目指す。